

広報・広聴事業の取扱いについて（その 1）

広報・広聴事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 12 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

広報・広聴事業の取扱いについて（その 1）

（広報関係）

広報紙は、月 1 回発行する。

発行日、配布方法等については、合併時に統一する。

その他の広報資料は、新市において調整する。

（広聴関係）

行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する。

平成 16 年 2 月 26 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会